

## 障がい者虐待防止に係る協議の経過

### 厚生労働部門・障がい者等虐待防止に関する検討作業チーム

(2008年3月26日設置、顧問；谷 博之、座長；金子恵美)

▽4月1日；今後の進め方について協議

⇒2005年当時、党内で協議されていた虐待防止法案を再度協議する場としてスタート。

▽4月2日；障害者等への虐待防止に係る現状と課題について、斉藤なを子氏（きょうされん常任理事）よりヒアリング

⇒さいたま市における成人期障害者の虐待等の実態調査報告を中心に事業所および家庭内での虐待の事例報告。現行制度（地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、等）では、アクセス、フットワーク面で難あり。被虐待者のみでなく、虐待行為の加害者への支援も同時に必要。

▽4月11日；障害者等への虐待防止に係る現状と課題について、野沢和弘氏（毎日新聞社記者、全日本手をつなぐ育成会理事）よりヒアリング

⇒中核となる「権利擁護センター」（仮称）の設立を。ただし公的だと動きがにぶくなるのでNPO等の活用が重要。家庭内、事業所のみではなく、職場・学校における虐待も深刻。

▽4月17日；障害者等への虐待防止に係る現状と取組みについて、厚生労働省よりヒアリング

⇒障がい者（児）施設における虐待防止に係る関連通達（2007年10月20日）について。

▽5月23日；「民主党障がい者虐待防止等法案について」

⇒衆議院法制局同席の上、「障がい者虐待の防止及び障がい者の介護者等に対する支援等に関する法律案骨子」について協議

▽5月28日；「障がい者虐待の防止及び障がい者の介護者等に対する支援等に関する法律案骨子」を中間報告として、厚生労働部門会議、民主党「次の内閣」に議題として提出、了承済（のはず???）。

▽6月19日；障害者等への虐待防止に係る現状と課題について、国会図書館および、竹端寛氏（山梨学院大学法学部政治行政学科准教授）よりヒアリング

⇒国会図書館より、欧米主要先進国の障がい者虐待防止に関する法制について聴取

⇒竹端氏より精神障害者への虐待について、精神医療オンブズマン活動から見えた精神科病院の課題を聴取

### 障がい者政策プロジェクトチーム

(2009年2月4日設置？、顧問；藤村修ネクスト厚生労働大臣ほか、座長；谷博之)

▽3月17日；障がい者虐待防止法案について協議

▽3月26日；障がい者虐待防止法案について協議

▽3月31日；障がい者虐待防止法案について協議

⇒「障害者等虐待防止に関する検討作業チーム」の議論を引き継ぎ、骨子案の補強・補足を行う

(2009. 3. 31 現在／メモ)

## 障がい者虐待の防止及び障がい者の介護者等に対する支援等に関する 法律案【概要】

### 1. 趣旨

障害者権利条約締結のための国内法整備の一環として、障がい者虐待の防止及び介護者に対する支援等に係る施策の促進について、国等の責務、障がい者に対する保護のための措置、介護者支援策等を講じることにより、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 2. 定義

- (1) 「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう（障害者基本法第2条）。✕
- (2) 「障がい者虐待」とは、①介護者による障がい者虐待、②障がい者施設関係者等による障がい者虐待、③事業主等による障がい者虐待をいう。
- (3) 障がい者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④介護放棄、⑤経済的虐待をいう。

### 3. 障がい者虐待防止に係る施策

- (1) 何人も障がい者虐待をしてはならない旨の規定、国等の責務に係る規定、早期発見に係る規定を設ける。
- (2) 障がい者虐待防止及び介護者の支援に資するため、
  - ①都道府県の当該部局に「障がい者虐待防止センター・介護支援センター」を設置する。
    - ▶ 責務；市町村に対する指導・助言、連携協力体制の整備、等
  - ②市町村の当該部局に「障がい者虐待防止・介護支援センター」（以下、「センター」と略）を設置する（一部業務は民間への委託可）。
    - ▶ 責務；相談窓口の設置、通報・届出の受理、レスパイトケアの実施、等
- (3) 障がい者虐待防止に係る具体的スキームを設ける。
  - ①介護者による障がい者虐待  
[虐待発見]→通報→[センター]→[市町村]
    - ▶ センターの責務；事実確認等の実施
    - ▶ 市町村の責務等；一時保護および後見審判請求等の措置の実施（責務）、立入調査
  - ②障がい者施設関係者等による障がい者虐待  
[虐待発見]→通報→[センター]→[市町村]→報告→[都道府県]
    - ▶ 設置者等の責務；当該施設等における障がい者虐待防止に係る措置の実施
    - ▶ 市町村・都道府県の責務；監督権限等の適切な行使

③事業主等による障がい者虐待

[虐待発見]→通報→[センター]→[市町村]→報告→[都道府県労働局]

- ▶ 事業主の責務；当該施設等における障がい者虐待防止に係る措置の実施
- ▶ 都道府県労働局の責務；監督権限等の適切な行使

- (4) 学校の長、医療機関の管理者、行刑施設の長等について、障がいに関する研修・普及啓発の実施、障がい者虐待に係る相談体制の整備等、障がい者虐待防止等のための措置を義務付ける。

#### 4. その他

- 罰則規定を設ける（秘密保持の漏洩、立入調査の妨害等）。
- 国及び地方公共団体は障がい者虐待の状況等について毎年度、公表するとともに、障がい者虐待防止に係る調査及び研究を行うものとする。
- この法律の施行は〇〇からとする。
- 学校及び医療機関等における障がい者虐待防止等の体制のあり方等を含め、この法律の施行状況等を勘案するとともに、高齢者虐待防止法、DV 防止法、児童虐待防止法等の虐待防止に係る法制度体系全般のあり方について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。